

## 教職員の懲戒処分について

市立中学校の教職員の処分を行いましたので、お知らせします。

このたびの教職員の不祥事につきましては、市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて職員の綱紀の保持および服務規律の確保を徹底してまいります。

### 1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央区 中学校	教諭	46歳	男	懲戒免職

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央区 中学校	校長	59歳	男	厳重注意

### 2 処分年月日

令和6年1月19日(金)

### 3 事案概要

当事者は、令和5年6月23日(金)夜から翌24日(土)にかけて飲酒した後、酒気を帯びた状態で自家用車を運転し、同日未明に自宅付近で物損事故を起こしたものの。

### 4 再発防止の取り組み

(1) 社会全体で飲酒運転の撲滅に取り組んでいる中、本市の教職員が酒気帯び運転を行ったことはあってはならないことであり、「飲酒運転防止ポスター」を掲示し飲酒運転撲滅に向け、教職員への指導・啓発活動の推進に努めている。

(2) 教育長動画メッセージを配信するなど、全ての教職員に対し、法令遵守意識の徹底を求め、教育に携わる公務員としての倫理観や使命感の涵養を図っている。